

日本魚類学会優秀発表賞規則

(目的)

第1条 本学会は、若手会員の研究を奨励するために、年会で優秀な研究発表を行った学生会員および外国会員の学生に日本魚類学会優秀発表賞（以下「優秀発表賞」という）を授ける。

(委員会)

第2条 優秀発表賞の選考のために、優秀発表賞選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員長を理事（学会賞担当）、副委員長を年会担当庶務幹事とし、学会賞選考委員1名、編集委員1名、年会実行委員1名を委員とする。

(対象と種別)

第3条 優秀発表賞に応募できるのは研究発表の演者のうち、申し込み時に学生会員であった者および外国会員のうち学生として申し込んだ者とする。

2 対象は口頭発表とポスター発表とする。ただし、年会ごとに委員会と年会実行委員会の協議により、いずれか一方にすることがある。

3 それぞれの発表を2分野に分け、分野ごとに最優秀賞1名および優秀賞1-2名を選出する。審査の結果、最優秀賞あるいは優秀賞のみとなることもある。

(審査)

第4条 委員会より委嘱された審査委員が分野ごとに審査を行う。審査委員は学会賞選考委員、編集委員、代議員等から募る。

2 分野および審査基準は、委員会によって年会ごとに定められる。

3 受賞者の選考は委員会の議を経て、学会長が決定する。

(表彰)

第5条 受賞者の表彰は委員会が年会ごとに定める方法によって行う。

2 受賞者の学会参加旅費を補助するため、最優秀賞に2万円、優秀賞に1万円を副賞として支給する。この財源は年会におけるオークション収入とする。

(公表)

第6条 選考結果は本学会ホームページおよび学会誌『魚類学雑誌』に本学会の公式記録として公表される。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、代議員総会の決議により行う。

附則

2017年2月27日施行、2018年3月23日改正